

飼育や栽培 運搬、譲渡もダメ！

その地域にいなかった生物が野外に放たれて定着した場合、生態系や農林水産業に大きな影響を与えます。現在、外来生物法により、148種類の特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬、輸入、販売・譲渡、野外に放つことなどが禁止され、違反すると懲役または罰金が科せられます。

外来種被害予防三原則

入れない

捨てない

ひろげない



特定外来生物

生態系は、微妙なバランスのもとで成立しています。特定外来生物は、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに大きな被害をおよぼすものを政府が指定したものです。豊かな自然環境の本市もこれらの生物による被害は増えています。特定外来生物の防除には市民のみなさんのご協力が必要です。

環境政策課



アライグマ

市内ではアライグマが繁殖・増加し、農業被害も多数発生しています。捕獲される頭数は年々増加し、個体数が減少する兆しは見えていません。市では捕獲檻の貸し出しや捕獲後の引き取りを行っています。

貸出期間 1か月

申込 環境政策課で捕獲者台帳登録を



クビアカツヤカミキリ

6月～8月はクビアカツヤカミキリの成虫が発生し、サクラやウメなどの樹皮の割れ目に産卵します。孵化した幼虫は樹木を食害し枯死させる恐れがありますので、成虫を見つけたら、その場で処分してください。

オオキンケイギク

オオキンケイギクはその強靱さゆえに在来植物の生息を脅かします。見つけたら抜き取り、枯死後に袋に詰めてもえるごみに出してください。



セアカゴケグモ

オスは4～5mmで全体に黒く、メスは体長約1cmで背に赤色の縦筋模様があります。メスには毒があり、咬まれると重症化する場合があります。花壇のブロックの穴や排水溝、墓石の花立てのすき間などに生息し、気温の上昇にともない活動が活発になります。排水溝などをこまめに掃除し、巣を作らせないよう心がけましょう。見つけたら市販の家庭用殺虫剤などで駆除してください。